

令和 2 年

西条市議会第 1 回 2 月臨時会提出議案書

西 条 市



目 次

議案第 1 号	西条市手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について . . . . .	1
報告第 1 号	上水道消火栓蓋の跳ね上げによる物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について . . . . .	5



議案第 1 号

西条市手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市手数料条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例等の一部を改正する条例（令和元年西条市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第1条及び第18条の規定並びに第19条の規定（西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例第5条第1項の表中「40円」を「100円」に改める改正規定及び「400円」を「1,000円」に改める改正規定を除く。）並びに附則第3項及び附則第4項の規定 令和2年4月1日</u></p> <p>(2) <u>第19条の規定（西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例第5条第1項の表中「40円」を「100円」に改める改正規定及び「400円」を「1,000円」に改める改正規定に限る。）及び附則第5項の規定 令和2年7月1日</u></p> <p>3 第1条の規定による改正後の西条市手数料条例の規定は、<u>附則第1項第1号</u>に規定する施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<u>ただし、第1条中西条市手数料条例別表第1の改正規定並びに第18条及び第19条の規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>3 第1条の規定による改正後の西条市手数料条例の規定は、<u>附則第1項ただし書</u>に規定する施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の</p>

申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 第18条の規定による改正後の西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の規定及び第19条の規定（西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例第5条第1項の表中「40円」を「100円」に改める改正規定及び「400円」を「1,000円」に改める改正規定を除く。）による改正後の西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の規定は、附則第1項第1号に規定する施行の日以後の搬入に係る手数料について適用し、同日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

5 第19条の規定（西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例第5条第1項の表中「40円」を「100円」に改める改正規定及び「400円」を「1,000円」に改める改正規定に限る。）による改正後の西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の規定は、附則第1項第2号に規定する施行の日以後の搬入に係る手数料について適用し、同日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 第18条の規定による改正後の西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の規定及び第19条の規定\_\_\_\_\_による改正後の西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後の搬入に係る手数料について適用し、同日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

西条市道前クリーンセンターの処理手数料について、事業所から排出される一般廃棄物の処理手数料の金額の改定に関する規定の施行期日を3か月延長するため、所要の条例改正を行おうとするものである。



報告第1号

上水道消火栓蓋の跳ね上げによる物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

上水道消火栓蓋の跳ね上げによる物損事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月17日提出

西条市長 玉井敏久

専決第3号

専決処分書

上水道消火栓蓋の跳ね上げによる物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年12月26日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 11,528円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

## 提案理由

上水道消火栓蓋の跳ね上げによる物損事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

## 関係法令

### 地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。